

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名： 福祉経営総研 (認証番号:23地福第61-5号)
訪問調査 実施日： 平成24年 10月 22日(月)

②事業者情報

名称:(法人名)安城市 (施設名)安城市立和泉保育園	種別:(施設種別) 保育所 (基準の種類) 児童福祉施設(保育所版)
代表者氏名:(施設長) 渥美 洋子	定員(利用人数): 189名
所在地:〒444-1221 愛知県安城市和泉町北本郷237番地	TEL 0566-92-0045

③総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>安城市立和泉保育園は、安城市の南部にあり、周囲には田畑の広がる自然豊かな環境の中に位置している。保育園の周囲には、デンパークや丈山苑等の施設や老人ホームもあり、古くから地域と保育園との交流が行われている。</p> <p>和泉保育園の強みの一つには「恵まれた地域環境」がある。これらの恵まれた環境を活かし、年間を通じ地域活動が計画され、老人ホームへの訪問や園児の祖父母が参加する祖父母交流等、定期的に交流活動が行われている。こうした活動は園児ばかりではなく高齢者の方々も楽しみにされており、貴重な世代間交流の場となっている。その他にも、安城七夕まつりや餅つき等の行事にも参加をし、日常生活の中で、地域の方々や高齢者の方々とのふれあう機会が多く設けられている。このような環境の中、園児ものびのびと楽しみながら関わりを深め、いろいろな人とのふれあいを通じ、思いやりの心も育まれている。また、園での様子は保護者にも伝わり、子どもたちと一緒に参加しながら共に楽しみを共有している。こうした保育園と地域との交流が和泉保育園の強みとなり、それが園全体から暖かみのある家庭的な雰囲気となって醸し出されている。</p> <p>和泉保育園は小学校の跡地に建てられ、大きな園庭が特徴である。園全体も広々と開放的で、その中で園児も元気に遊びまわっている。更に園舎には暖かい日差しが一杯に注ぎ、明るく清潔な環境が整えられている。最近では、心地よく過ごせるようトイレに採光が取り入れるよう工夫を凝らす等、環境に配慮した気配りがされている。園内では周囲の豊かな自然を活かし、メダカやドジョウの飼育や園庭の畑での野菜作り等普段の生活の中で身近な自然とふれあえる環境も整えられている。そこで収穫した野菜は園児が自分たちで調理し、食育の一貫にも繋がっている。</p> <p>こうした暖かみのある雰囲気は、園長の「楽しい保育園にしたい」「子どもの気持ちが一番」という子どもたちへ思いが土台になっている。和泉保育園からは、子どもが楽しい気持ちで過ごし、楽しい気持ちを素直に表現できる場となるように環境を整えたいという子どもたちへの思いが、それを反映させた日々の保育園の取り組みからも感じ取ることができる。</p> <p>◇改善を求められる点</p> <p>和泉保育園では保育内容や地域活動の充実に熱心に取り組まれているが、現状ではそれらの取り組みを機能させていくための体制が十分に整備されていない面もある。安全管理、地域交流、保健、保育内容等の体制は作られているが、日常の現場でうまく機能しきれておらず、職員個々の裁量に委ねてしまう場合が多い。時には職員の力量や経験に基づいた判断・対応も必要であるが、結果として保護者への情報発信不足や、職員間の保護者意向の対応差等の課題を生じさせてしまっている。職員の質の均一化は保護者への安心と信頼に繋がっていく大切な観点である。</p> <p>今後は現在の和泉保育園の体制について、日常の保育で活用するために具体的な取り組みとなるよう見直しを図るとともに、それらを機能させていくためにも園長先生がリーダーシップを発揮し、職員の意識共有を図り、組織的な仕組みとなるよう体制の整備を続けられていくことを期待したい。</p>
---

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受けて保育理念・事業計画の話し合いや保育マニュアルの勉強会をすることで職員同士の共通理解ができました。また保育の振り返り、見直しをしっかりとすることができ保育内容、保育環境の充実に繋がりました。

今後は改善点である「保護者への情報発信や対応」「保育士の質の向上」が一層できるように園の組織の仕組みを見直したり、園長のリーダーシップを発揮し体制を整えたりしていきたいと思えます。

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

# 評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(77項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

## 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
	I-1-(1)-① 理念が明文化されている。	保 1	① ・ b ・ c
	I-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	① ・ b ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
	I-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	a ・ ① ・ c
	I-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	① ・ b ・ c

### 評価機関のコメント

安城市の方針や園の特徴を軸とし、和泉保育園の保育理念と基本方針が掲げられている。それらは園のパンフレットや保護者向けの文書等様々な形で文書化をし、明文化されている。他にも職員室や保育室等随所に掲示をし、日常生活で常に触れることができるように整えられている。

保育理念・基本方針の周知においては、職員へは朝の会での読み合わせ、保護者へ保育参観や父母の会での説明や、書面の配布等、日常の中で工夫をし取り組んでいる。今後は具体的に業務と関連づける等職員理解を促せるような取り組みも加えられると望ましい。利用者等への周知においては、行事等を通じ、園長が直接保護者へわかりやすく説明を行い、積極的に周知に向けた取り組みが行われている。

### I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
	I-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	保 5	① ・ b ・ c
	I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	① ・ b ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
	I-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	a ・ ① ・ c
	I-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。	保 8	a ・ ① ・ c
	I-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	① ・ b ・ c

### 評価機関のコメント

安城市では「次世代育成支援行動計画」として、地域性や園の規模等を鑑み中長期的なビジョンや計画が策定されている。和泉保育園でもこれに基づき、園の特性や地域性等を考慮した事業計画の策定が行われている。事業計画には、子育て支援事業や人材育成計画、収支計画等も策定されており、具体性を備えた事業計画となっている。特に収支計画については、公立保育園で可能な範囲の中で、園児数等を考慮した予算配分が計画されており、計画実現に向けた意欲の高さが示されている。

事業計画は、年度末に職員も参加し、計画の見直し・次年度の策定等を行っている。策定には職員の意見や利用者意向も踏まえている。ただ、計画内容に前年度の反省が十分活かしきれておらず、今後は定期的に計画の検討・見直しの機会を設ける等検討されると望ましい。職員には園内研修や書面での回覧等で周知をしているが、より理解が促せるよう具体的な取り組みを加えられると望ましい。利用者等への周知は、書面配布や園長から直接説明を行う等、積極的に行われている。

### I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	㉗ ・ b ・ c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	保 11	a ・ ㉗ ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	a ・ ㉗ ・ c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	保 13	㉗ ・ b ・ c

#### 評価機関のコメント

園長はその責務として、保育指針に基づいた保育の実施、子どもの気持ちに寄り添い、楽しく過ごせる保育園を目指す等を示し、職員会議や園内研修等を通じ、職員へ表明が行われている。法令遵守に向け、関連法令等をリスト化し、職員に周知をしている。今後は現在の取り組みに加え、職員が正しく理解し、遵守するための積極的な取り組みも期待したい。

園長が率先し、保育の質の向上に向け、改善に取り組んでいる。ただ、園全体で質の向上に取り組む体制にまで整えられていない。今後は園長がリーダーシップを発揮し、質の向上に園全体で取り組む体制づくりを期待したい。経験の長い職員と新人職員を組み合わせたり、日常の休憩時間や事務時間を適切に習得できるよう工夫を図る等、職員が働きやすい環境整備に取り組んでいる。

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	a ・ ㉗ ・ c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	保 15	㉗ ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 16	非該当

#### 評価機関のコメント

安城市の「福祉のあらし」や地域の関連機関からの情報等を活かし、福祉事業動向、ニーズ等取り巻く環境の把握に取り組んでいる。現状では、把握された情報が和泉保育園の事業計画等へ十分に反映されておらず、今後は事業計画等へ活かせるよう、収集したい情報の分析等を検討されると望ましい。

公立保育園の可能な範囲の中で、予算配分の年間計画を策定し、予算の使い方について改善が図られている。他にも、ISO14001に取り組み、日々の業務の中でも予算を効率的に使えるよう定期的に光熱費の利用状況を分析し、経費削減に取り組んでいる。また、消耗品の購入について職員間で話し合う等、改善に向け取り組んでいる。

### Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	a ・ ㉗ ・ c
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	㉗ ・ b ・ c

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	① ・ b ・ c
II-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	① ・ b ・ c
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	① ・ b ・ c
II-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	保 22	① ・ b ・ c
II-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	a ・ ② ・ c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
II-2-(4)-①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	① ・ b ・ c

### 評価機関のコメント

<p>安城市の基準に基づき人員配置が行われている。ただ、園が求める人物像が明瞭ではなく、今後は園の求める職員の知識や専門性等について分析・検討をし、和泉保育園の人材育成の基本的な姿勢を示されると望ましい。人事考課は、安城市の規程等に準じ適切に行われている。評価基準の明示、評価結果のフィードバックも適切に行われている。</p> <p>職員の就業状況は必要に応じデータ化し、定期的に確認をしている。職員の意向は意識調査を実施し、確認している。その他にも日頃から声掛けや個別の相談に応じ、相談をしやすい環境づくりに努めている。福利厚生も安城市の規程に準じ、職員共済への加入や定期的な健康診断の実施等、職員の福利厚生の充実に配慮がされている。</p> <p>和泉保育園の経営案に職員教育・研修の目標等が明示されている。それを踏まえ職員一人ひとりの研修計画が策定されている。職員個々の知識や技術、経験年数等を把握し、個々に沿った研修計画となっている。ただ、研修報告書の記載内容に職員間で差があり、今後は研修報告の仕組みの見直しを期待したい。</p> <p>実習生受入れマニュアルの作成、担当者の設置、実習計画の立案等、実習生受入れの体制は適切に整備されている。</p>	
--	--

## II-3 安全管理

		第三者評価結果	
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。			
II-3-(1)-①	緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	a ・ ② ・ c
II-3-(1)-②	災害時に対する利用者の安全確保のための取り組みを行っている。	保 26	① ・ b ・ c
II-3-(1)-③	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 27	a ・ ② ・ c
II-3-(1)-④	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	保 28	① ・ b ・ c

### 評価機関のコメント

<p>事故や感染症等緊急対応マニュアルをはじめ、衛生管理、食中毒対応、不審者対応マニュアル等安全・衛生管理のマニュアルを作成し、職員間の読み合わせもしている。予防に向け避難・不審者対応訓練、安全点検等も実施し、安全管理・確保体制も整備されている。ただ、現状の体制は職員の個別対応が多くなり、園としての体制が十分に機能しておらず、今後は組織的な安全管理体制となるよう現在の体制の見直しをされると望ましい。</p> <p>災害時のマニュアルが作成され、職員へ周知されている。その他、発生時の避難場所の確認、備蓄リストの作成、保護者への引渡訓練の実施等災害時に備え、対応が行われている。</p> <p>利用者の安全確保のため、学年ごとにヒヤリハット等の検討会を行い、その結果を職員会議でも共有をしている。今後はより徹底した安全確保の体制作りに向け、事例の分析・危険予測等、新たなヒヤリハット事例の検討・活用について検討し、取り組まれることを期待したい。</p>	
---	--

## II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	利用者地域とのかかわりを大切にしている。	保 29	① ・ b ・ c
II-4-(1)-②	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 30	① ・ b ・ c
II-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 31	① ・ b ・ c
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	保 32	① ・ b ・ c
II-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	保 33	① ・ b ・ c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。			
II-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	保 34	① ・ b ・ c
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 35	① ・ b ・ c

### 評価機関のコメント

昔から住んでいる世帯も多く、安城市の施設や老人ホームも近くにあり、古くから地域交流が盛んである。保育方針には地域との活動を通し、世代間交流を充実させていきたいという想いが込められている。事業計画には定期的に祖父母交流、老人ホーム訪問が計画され、毎年内容の改善がされている。これらの活動は保育園のHPや地域の便りに掲載し、積極的に情報発信をしている。ボランティア受入れのマニュアルを作成し、読み合わせ、受入れの手順の説明等、職員への周知をし、受入れ体制を整えている。

関係機関との連携においても、定期的な連絡会、児童相談所等専門機関との連携等適切に行われている。日頃から専門家との相談機会もあり、それらの情報は事例検討を通じ、職員にも情報共有がされている。また、関連機関の連絡先等はリスト化し、職員へ周知している。

地域のニーズは、地域交流や未就園児保護者へのアンケート等を活用し、情報収集をしている。ニーズを活かした保育園行事もあり、意欲的な取り組みを続けている。

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	保 36	① ・ b ・ c
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 37	① ・ b ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の上昇に努めている。			
Ⅲ-1-(2)-①	利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 38	① ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 39	a ・ ① ・ c
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 40	a ・ ① ・ c
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 41	a ・ ① ・ c

## 評価機関のコメント

重点目標の中には、子どもの言葉や気持ちを受け止めて認め、それぞれの能力が十分発揮できるようにと、子ども一人ひとりを尊重した保育サービスの実施について明示がされている。人権擁護と性差別注意のマニュアルの読み合わせをし、周知理解に取り組んでいる。利用者のプライバシー保護は、安城市の個人保護条例に準じたマニュアルを整備し、職員間で読み合わせを行っている。

利用者満足の向上を意図した仕組みに関しては、保護者アンケートで保護者の声を聞く機会を設けるなど、取り組みを行っている。アンケートで知り得た保護者の要望や意見については、職員会議で改善策を検討した上で、回答を家庭通信として文書で配布している。

利用者が意見を述べやすい体制づくりに努めているが、利用者からの意見の迅速な対応では、保護者からアンケート結果の説明が不十分との意見もあり、より確実に保護者へ伝わるよう現在の取り組みを見直し・検討されることが望ましい。また、現在の体制では、検討過程での記録の不足や職員間での対応の差等もみられ、今後は園として組織的な体制を整備し、統一した対応がとれるよう見直しをされると望ましい。

## Ⅲ-2 サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。			
Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 42	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(1)-②	評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 43	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 44	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 45	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 46	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 47	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 48	a ・ Ⓑ ・ c

## 評価機関のコメント

サービス内容は、保育士は自己評価、個別面談等で課題の確認をしている。園全体でも職員会議で検討し、改善に取り組んでいる。職員会議に不参加の職員にも文書や口頭等で周知している。

保育マニュアルや保育手引きを整備し、標準的な実施方法で保育サービスの提供がされている。職員会議、幼児会や低年齢児会等で定期的に見直し・改善が行われている。職員の理解を深めるため、職員個別の保育指導や研修受講等も実施し、配慮がされている。

記録は、クラスの指導計画や日々の保育の振り返り等を活用し、適切に行われている。記録の管理体制に関しては安城市の規定に沿って、管理・保管・破棄・開示等が適切に行われている。また、個人情報保護法や守秘義務の遵守については、園内研修を通じ職員の周知に努めている。利用者等の情報は、ケース検討会や職員会議等で職員間の共有化を図っている。ただ、延長保育においては、保護者からのニーズが高く、情報共有・伝達については特に配慮が求められる。今後は現行の引継ぎ方法を見直し、より徹底した職員間で情報の共有化を図っていく等取り組みを見直し・検討されることを期待したい。

## Ⅲ-3 サービスの開始・継続

			第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。			
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 49	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 50	Ⓐ ・ b ・ c

Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。			
Ⅲ-3-(2)-①	保育サービスの変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 51	① ・ ② ・ ③

#### 評価機関のコメント

園内見学、ホームページの公開、安城市役所やちびっこ広場での園紹介パンフレットの設置・配布等、利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。ちびっこ広場への参加をきっかけとする利用者も多くあり、これらの活動が活かされている。入園説明会や入所受け付けでは、園のしおりや保育料に関する資料を渡し、保育サービスについて説明をしている。

市内で転園する場合は手書きに従い、転園先へ書類の写しの送付や、小学校への要録の送付等、保育の継続ができるよう配慮した対応が行われている。また、卒園後の相談もっており、園だよりや掲示板等で通知をし、保護者等へ配慮した対応を行っている。

#### Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

			第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。			
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 52	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	保 53	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 54	① ・ ② ・ ③

#### 評価機関のコメント

入所前は説明会での聴き取りや児童票の情報から利用者の状況やニーズを把握し、入所後は個別に確認をとり、保育の記録や指導計画の個別配慮欄に記載するなどして、アセスメントを行っている。

保育理念・保育方針に基づき、サービス実施計画を策定している。年度末には保育課程をもとにサービス実施計画の反省を行い、次年度の指導計画(年間・月間)に反映させている。また、それらと関連させたかたちで、指導計画(週・日)を作成し、季節や子どもの生活に即した適切な保育環境づくりに努めている。

#### Ⅲ-5 保育所保育の基本

			第三者評価結果
Ⅲ-5-(1) 養護と教育の一体的展開			
Ⅲ-5-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育過程を編成している。	保 55	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(1)-②	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 56	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 57	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 58	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。	保 59	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(2) 環境を通して行う保育			
Ⅲ-5-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	保 60	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	保 61	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友達との協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	保 62	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	保 63	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	保 64	① ・ ② ・ ③
Ⅲ-5-(3) 職員の資質向上			



Ⅲ-5-(3)-① 保育士が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	保 65	a ・ ㉔ ・ c
---	------	-----------

評価機関のコメント

保育課程は、保育理念や保育の方針・保育目標に基づき編成をし、年度末に職員会議で見直し、次年度に反映させている。また、定期的に職員会議で評価・検討し、見直しを行っている。乳幼児保育では、職員間で共通理解を図り、非常時に備えた訓練や睡眠チェックによる健康状態の確認等を行っている。1・2歳児の保育では、定期的に指導計画を検討し、発達に合わせた配慮や活動等環境整備に努めている。3歳児以上の保育では、定期的に環境の見直しや個別指導を検討し、発達年齢に合わせた集団活動も取り組む等、保育環境を整えている。小学校との連携は、幼保小連絡協議会等を通じ情報交換を行っている。和泉保育園では、小学校の校庭に遊びに行ったり、同じ小学校区にある保育園の園児どうして交流を図る等、小学校生活への見通しが図れるよう細やかな配慮がされている。

心地良く過ごすことができるようトイレを明るくしたり、散歩や行事で「ペアクラス」を組み、異年齢交流を通じた学びの機会、老人ホームやちびっこ広場での発表等、園での生活が快適な環境となるよう配慮がされている。その他にもうさぎの飼育や野菜栽培等を通じ、身近な自然とかかわれる機会もあり、様々な工夫を取り入れ、環境整備に努めている。

保育士の資質向上のため、保育の振り返りやチェック表等で評価・反省が行われている。ただ、保育士間でそれらの報告書等の記載の内容にばらつきが見られ、今後は園で統一した書式や基準を作る等、保育士の評価・改善に関する組織的な体制を整備していくことが望ましい。

Ⅲ-6 子どもの生活と発達

		第三者評価結果	
Ⅲ-6-(1) 特別なニーズに応ずる保育			
Ⅲ-6-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助がおこなわれている。	保 66	㉔ ・ b ・ c	
Ⅲ-6-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮が見られる。	保 67	㉔ ・ b ・ c	
Ⅲ-6-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 68	a ・ ㉔ ・ c	
Ⅲ-6-(2) 子どもの食と健康			
Ⅲ-6-(2)-① 食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 69	㉔ ・ b ・ c	
Ⅲ-6-(2)-② 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	保 70	㉔ ・ b ・ c	
Ⅲ-6-(2)-③ 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 71	a ・ ㉔ ・ c	
Ⅲ-6-(2)-④ 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 72	㉔ ・ b ・ c	
Ⅲ-6-(2)-⑤ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 73	㉔ ・ b ・ c	
Ⅲ-6-(2)-⑥ アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	保 74	㉔ ・ b ・ c	

評価機関のコメント

園では挨拶などのしつけもきちんとしてくれていると保護者からの声もあり、細やかな環境整備の中、子ども一人ひとりを理解した援助が行われている。また、障害傾向児に対しては、担任保育士と加配保育士を中心に外部研修へ参加し、園内研修でケース検討を実施し、安心して生活ができる環境づくりに取り組んでいる。

延長保育については、延長保育を担当する保育士を確保し、時間にゆとりを持たせたデイリープログラムで保育をしながら、家庭的な雰囲気づくりに努めている。保護者との連携は、担任保育士が延長担当の保育士へ連絡ノートを使って伝達し対応をしている。連絡ノートの記入事項の判断や記入方法は、各担任に一任されているが、中には情報不足と感じている保護者もあり、今後は延長保育での情報提供の在り方について、見直し・検討をされることが望ましい。

子どもの食については、栽培した野菜を調理してパーティを開く等食育の推進に努めている。低年齢児には個人差に合わせて食材を食べやすくする工夫もされている。ただ、子どもの食事についての情報をもう少し提供して欲しいと感じている保護者もあり、今後は家庭との連携の在り方について見直しをされることを期待したい。

子どもの健康管理については、健康管理のマニュアル、保健年間計画に基づき取り組んでいる。既往症等は児童票や保護者からの情報で確認をし、対応をしている。健康診断・歯科健診の結果は記録し、保護者へ口頭や出席ノート等で知らせている。また、これらの情報は職員間で共有もされている。食物アレルギーのある子どもについては、全職員に周知し、チェック表を使って除去・代替食等で対応している。また、保護者とも連携を図りながら、対応をしている。

### Ⅲ-7 保護者に対する支援

		第三者評価結果	
Ⅲ-7-(1) 家庭との密接な連携			
Ⅲ-7-(1)-①	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	保 75	a ・ ⑥ ・ c
Ⅲ-7-(1)-②	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	保 76	④ ・ b ・ c
Ⅲ-7-(1)-③	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	保 77	④ ・ b ・ c

#### 評価機関のコメント

常日頃から送迎の際や連絡ノート等で日常の情報交換に取り組み、また個別の相談等を通じ保護者への配慮と支援に努めている。その他にも懇親会や保育参加では、保育のねらいを事前に配布し、保護者との保育に対する共通理解にも努めている。ただ、現状の送迎時の情報交換について保護者の中にはあまり話しができていないと感じられている方もあり、今後は現状の情報提供の在り方について見直しをされることを期待したい。虐待に関しては、予防研修を受け、マニュアルに基づき、取り組み、身体測定やおむつ交換の際にチェックできるよう体制が整えられている。